平成２２年（フ）第５５７号
茨城県小美玉市中野谷412番地、旧住所茨城県水戸市米沢町335番地の３
債務者　石塚　和巳
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５５８号
茨城県小美玉市中野谷412番地、旧住所茨城県水戸市米沢町335番地の３
債務者　石塚　佳子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５６３号
茨城県水戸市赤塚２丁目2046番地の10
債務者　安中　芳子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５６５号
茨城県笠間市美原四丁目３番54号、旧住所茨城県鉾田市安塚622番地
債務者　石川　和彦
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５６７号
茨城県水戸市西原１丁目14番45号
債務者　古澤　鈴子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５７２号
茨城県東茨城郡茨城町大字宮ケ崎1645番地
債務者　山本　和江
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４１６号
山梨県甲府市大里町2085番地コーポ三神Ｇ202
債務者　長田　知大
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１８号
山梨県甲府市酒折１丁目５番16号、住民票上の住所山梨県甲府市蓬沢１丁目20番27号
債務者　秋山　麻美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
山梨県甲府市堀之内町864番地５
債務者　片山いづ美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２１号
山梨県甲府市住吉３丁目12番20号102号室
債務者　山田佳代子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
山梨県南アルプス市芦安芦倉300番地　新倉団地304号
債務者　深澤　　仁
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
山梨県笛吹市石和町四日市場25番地１　レジデンス内藤201号室
債務者　中林しのぶ
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
山梨県南都留郡山中湖村平野506番地の15
債務者　福井　直美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
山梨県富士吉田市下吉田875番地
債務者　五味衣里子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
山梨県都留市法能1045番地１　ガーデンタカラ宮代台105号
債務者　谷内　真理
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津2781番地ブルー富士101号
債務者　外川　　望
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第５５７号
岐阜市水海道３丁目16番19号
債務者　清水冨美子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岐阜地方裁判所